

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成27年6月8日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時51分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

松 本 喜 一 関 口 孫 一 郎 大 川 秀 子

千 葉 正 弘

傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男

小久保 かおる 白 石 幹 男 針 谷 正 夫

大阿久 岩 人 入 野 登 志 子 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 大 武 真 一 海 老 原 恵 子

岡 賢 治 小 堀 良 江 福 田 裕 司

欠席委員 渡 辺 照 明

事務局職員 事務局 局長 赤羽根 則 男 議事課 長 稲 葉 隆 造

課 長 補 佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	早 乙 女	洋
総 務 部 長	松 本	俊
理 財 部 長	五 十 畑	恵 造
消 防 長	増 山	政 廣
総 合 政 策 課 長	小 保 方	昭 洋
秘 書 広 報 課 主 幹	癸 生 川	亘
財 政 課 長	杉 山	知 也
総 務 課 長	川 津	浩 章
職 員 課 長	名 淵	正 己
情 報 推 進 課 長	塚 田	薫
市 民 税 課 長	萩 原	雄 一
資 産 税 課 長	島 田	隆 夫
警 防 課 長	白 石	進
副 署 長 兼 消 防 第 2 課 長	赤 城	一 仁

平成27年第2回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成27年6月8日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第62号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 2 議案第63号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 3 議案第67号 栃木市パブリックコメント手続条例の制定について
- 日程第 4 議案第68号 栃木市住民投票条例の制定について
- 日程第 5 議案第70号 栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第80号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第81号 栃木市定住自立圏形成方針の策定について
- 日程第 8 議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第62号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） 皆さんおはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第62号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

議案書につきましては60ページから65ページであります。また、議案説明書につきましては77ページから81ページであります。

初めに、議案説明書でご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の77ページをお開きください。議案第62号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定）であります。

まず、提案理由であります。地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたため栃木市都市計画税条例等の一部改正が必要になりましたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をもって一部改正をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告をいたしますので、ご承認をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要であります。1として課税標準等の特例に係る引用条項の整備を行うこと、

2として土地に係る都市計画税の負担調整を継続することであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、78ページ以降の新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、78ページ、79ページをお開きください。まず、上段の栃木市都市計画税条例の一部改正の第2条は納税義務者等についてでありますが、今回国においては子ども・子育て支援の新制度などの施行に伴い、地方税法の改正をしております。そこで、それに伴う引用条項の整備をするものであります。

次に、中段以降の栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでありますが、これまで国においては、土地評価がえによる価格の変動に伴って税負担が急激に増えないよう激変緩和の負担調整措置を講じてまいりました。今回の地方税法改正においても負担調整措置の仕組みを今後3年間、平成27年度まで引き続き継続することにしております。そこで、本市の都市計画税条例においても負担調整措置を3年間延長するため、附則各項の負担調整措置の適用期間を平成27年度から平成29年度までに改めるとともに、引用条項を整備するものであります。

なお、昨年12月議会において附則中「第15項」を「第16項」とし、第4項から第14項までを1項ずつ繰り下げる条例改正をし、平成27年4月1日から施行する予定でありましたが、その条例施行日前の3月31日付で今回附則の繰り下げた各項について改めて改正をいたしましたので、やや読みにくい改正文となっているところであります。新旧対照表での説明は以上でございます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、議案書の60ページをお開きください。このページは、議案第62号 市長の専決処分事項の承認についての提出議案であります。

次に、右側の61ページをごらんください。このページは、専決第6号 栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書であります。

次に、議案書の62ページをお開きください。このページは、栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の公布文であります。

次に、右側63ページをごらんください。このページは、栃木市条例第31号 栃木市都市計画税条例等の一部を改正する条例の改め文であります。内容については、先ほど新旧対照表において説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の65ページをお開きください。中段より下の附則の施行期日につきましては、条例中第1条については平成27年4月1日から、第2条については公布の日から施行するというものであります。

また、次の附則第2項につきましては、経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第63号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

萩原市民税課長。

○市民税課長（萩原雄一君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第63号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定）につきましてご説明申し上げます。

議案書は66ページから75ページであります。また、議案説明書は82ページから105ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の82ページをざらんください。議案第63号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定）であります。

提案理由でございますが、先ほどの議案第62号 栃木市都市計画税条例等の一部改正と同様、地方税法等の改正に伴い、栃木市税条例等の一部改正を専決したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により、ご承認をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要についてでございますが、1、市民税につきましては、法人市民税の均等割の税率に係る資本金等の額及び引用条項の整備を行うこと。2、固定資産税につきましては、（1）、

固定資産税等の課税標準の特例に係る引用条項の整備を行うこと、(2)、土地に係る固定資産税の負担調整措置を継続すること。3、軽自動車税につきましては、(1)、一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、軽減する軽自動車税の税率の特例を定めること、(2)、2輪車の軽自動車等の軽自動車税の税率改正を1年延期するため、施行期日を改めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、84ページ以降の新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、84、85ページをお開きください。第31条は、均等割の税率についてであります。法人市民税の税率適用区分である資本金等の額を地方税法の改正に合わせ、法人事業税の資本割の課税標準と同様にする規定の整備をするものであります。

次に、88、89ページをお開きください。第48条は、法人の市民税の申告納付についてであります。法人税法の改正に伴う引用条項の整備を行うものであります。

第50条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続についてであります。第48条と同じく引用条項の整備を行うものであります。

次に、90、91ページをお開きください。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてであります。地方税法改正に伴う引用条項の整備を行うものであります。

附則第11条は、土地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意味についてであります。土地評価がえによる税負担の激変を緩和するための負担調整措置を3年間延長するという地方税法改正により、適用期間の規定を整備するものであります。

次の附則第11条の2、次の92、93ページの附則第12条、次の94、95ページの附則第12条の2及び附則第13条につきましても、附則第11条と同様の理由により、適用期間の規定を整備するものであります。

次に、96、97ページをお開きください。附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例についてあります。固定資産税と同様の理由で適用期間の規定を整備するものであります。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例についてあります。地方税法改正に伴い平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する軽自動車に対し、平成28年度の軽自動車税の税率を軽減する特例を定めるものであります。

恐れ入りますが、飛びまして100、101ページをお開きください。栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。附則第16条の改正文についてあります。軽自動車税の税率の特例において平成28年度より、初回車両番号の指定を受けてから14年目以降の3輪以上の軽自動車について、軽自動車税の税率を引き上げる特例の施行が予定されており、今回の改正で一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に対し、平成28年度の軽自動車税の税率を軽減する特例を定める関係から、整合を図るため整備するものであります。

次に、102、103ページをお開きください。附則第1条、施行期日及び104、105ページに続く附則第4条軽自動車税に関する経過措置の改正文についてであります。原動機付自転車、2輪の軽自動車等及び小型特殊自動車について、平成27年度より軽自動車税の税率を引き上げることとなっておりますが、引き上げを平成28年度からと1年延期するため整備するものであります。

附則第6条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が附則第16条に新設されるため、整備するものであります。新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の66ページをお開きください。このページは、議案第63号 市長の専決処分事項の承認についての提出文であります。

次に、右側67ページをごらんください。このページは、専決第7号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書であります。

次に、同じく議案書の68ページをごらんください。このページは、栃木市税条例等の一部を改正する条例の公布文であります。

次に、右側69ページをごらんください。このページは、栃木市条例第32号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の改め文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表にてご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

次に、同じく議案書の74ページをお開きください。附則の施行期日ではありますが、この条例は平成27年4月1日から施行するというものであります。ただし、第2条中、栃木市税条例等の一部を改正する条例、附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行するというものであります。

また、次の附則第2条から附則第4条につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 今説明いただきましたけれども、なかなかわかりにくい、率直な意見として理解しにくいなというところがあります。

それで、例えば99ページ、100ページの特に軽自動車税に関してなのはすけれども、平成27年度から新しい課税がされるということに昨年になりましたよね。今回の国のほうの法律によりまして、平成27年度は従来どおり、それで28年度に関しては新しい税率はもちろんそうなのですが、その環境に配慮したグリーン化何とかというのがございますよね。その車の適用者だけが軽減されるという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 昨年ご審議いただいた引き上げの部分、それと重課、環境性能が長年使用している自動車とかに対する重課というものをご審議いただいたのが平成27年度で、引き上げについて28年度になりました。それとあわせて、先ほど委員おっしゃいましたとおり軽課という軽自動車の一定の環境性能を有する軽自動車に対して、4月1日から来年の3月31日までに購入した軽自動車に対して、新車に対して、28年度分に軽減される、75%、50%、25%と3段階についてあるわけなのですが、軽減されていくという形になります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうすると、28年度だけが軽減されて、それ以降は課税が決まっていますよね。それに見合った徴収をするということでしょうか。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） お見込みのとおりでありまして、28年度分だけ軽課があります。それ以降は新税率での課税をさせていただくという形になります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうすると、28年度だけの課税分だけ、車の登録のときに幾つも何か段階がありますよね。それに見合った一つ一つ審査をして課税をしなくてはならないという非常に煩雑な手続というのがあるかと思えますけれども、その辺はどのように対応していくのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） その辺については、軽自動車協会というところから申告書をいただく形になっておるのですが、4月からそういった欄が1つ増えているということを知っておりまして、その欄に協会からの3段階の情報が流れてきて、その情報をもとにして新たな課税をさせていただくという形になります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第63号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第67号 栃木市パブリックコメント手続条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

癸生川秘書広報課主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） ただいまご上程いただきました議案第67号 栃木市パブリックコメント手続条例の制定についてご説明いたします。

議案書は76ページ、議案説明書は106ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由でございますが、政策等を決定するに当たりまして実施するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、栃木市パブリックコメント手続条例を制定することについて議会の議決を求めるといふものでございます。

この上程案の経過についてご説明いたします。栃木市のパブリックコメント手続条例につきましては、平成22年から現在まで要綱により実施してまいりましたが、平成24年度に制定いたしました栃木市自治基本条例によりまして、施行から3年以内の条例が義務づけされております。制定期限が本年の9月30日となっております。

本日までの計画でございますが、栃木市住民投票条例とともに昨年8月と9月、市民会議において答申をお願いいたしまして、10月に例規審査委員会、その後の庁議、また11月に議員研究会でのご説明と、12月にはパブリックコメント手続条例のパブリックコメントを行ったものでございます。2月に市民会議より答申をいただいて、本日ご審議を願うものでございます。

恐れ入ります議案書の76ページをごらんください。栃木市パブリックコメント手続条例につきましては、77ページから81ページまで全12条となっております。

1条につきましては、目的といたしまして、市政の運営と協働のまちづくりを推進することを目的とするという目的をうたっております。

2条におきまして、定義といたしまして、実施機関、市民等を各項に定めております。

3条におきまして、パブリックコメント手続といたしまして、恐れ入ります78ページをごらんください。実施機関は必要な事項を公表するとともに市民からの意見を求めまして、それを十分に考慮して意思決定を行い、最終的には公表するという一連の手続をうたったものでございます。

第4条におきまして、対象といたしますものは、条例の制定、改廃案、それと市政に関する基本構想、事業の基本方針の策定、重要な変更または廃止、それと大規模な公共事業及び公共施設に係る基本的な計画の策定や変更または廃止となっております。それと、市の基本的な方針を定める憲

章及び宣言の制定、変更または廃止、そのほかとなつてございます。

第5条といたしまして、適用除外で、法令等に定めのあるものについては適用除外としておるところでございます。

第6条におきまして、政策案の公表といたしまして、最終的な意思決定を行う前に意見の提出先、期間、提出方法を定めるというものでございます。提出期間につきましては、30日以上となっております。

7条といたしまして、意見提出期間の特例でございますが、やむを得ない事情により30日を下回った場合でも、その理由を付して意見を求めることができるとしているところでございます。

恐れ入ります。80ページをごらんください。第8条といたしまして、意見の提出でございますが、提出の方法は書面、郵送、ファクシミリ、電子メール等となっております。

第9条におきまして、提出意見の考慮義務でございますが、いただいたご意見につきましては十分に考慮して意思決定を行うもの。

第10条において、それらの結果を公表するものでございます。また、3項におきましてパブリックコメント手続を実施したにもかかわらず、政策等定めなかった場合につきましても、あわせて速やかに公表するものとしております。

第11条におきまして、各年度のパブリックコメントの実施状況を市長に報告するというものでございます。

12条におきましては、その条例に定めるほか、パブリックコメント手続の実施について必要なことを定める委任事項となっております。概要につきましては以上でございます。

雑駁で恐縮ですが、以上で説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 今回の条例なのですけれども、今まで経過の中で市民から非常にパブリックコメントはいつやったのだか、情報提供があると言っただけけれども、わからないと。今回の改正の中で、市民に通達の変更でどういうふうに市民全体に伝えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 癸生川主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） 今回の条例につきましては、現在要綱で定めていたところ、条例として今回定めるという形になります。このことにつきましては、「広報とちぎ」あるいはホームページ等で、まだまだパブリックコメント条例自体の意味合いというのが、全ての人にわかっているわけではもちろんございませんので、広くパブリックコメントとはというところから簡単な形

から公表していきまして、たくさんの意見をいただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） せっかく条例つくりますので、ぜひ効率よく使える状況つくっていかないとせっかくつくった意味がないと思うのですけれども、今言ったようになるべくということで、実例として、今まではこういう「広報とちぎ」とかインターネットで伝えたのですけれども、それ以外に何か市民に一番伝わる方法で考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 癸生川主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） ホームページとかインターネットのほかに最近ではSNSといひまして、フェイスブックとかツイッターの閲覧者が増えております。2,000人を超えておりまして、案件によりましては、その一つの案件について1,000名、2,000名の閲覧があるという、特に若い人、40代、50代を中心ということになります。

それと、ホームページにおきまして、今トップ画面にパブリックコメント手続条例というボタンがありまして、そこからごらんいただけるような形にはなっているのですが、新たにほかのところからもパブリックコメント条例に行けるようなリンクを張りまして、そこだけではなくてそのほかのところを、具体的には市政の意見というボタンがありまして、そこを押してもパブリックコメントとはということで入っていけるように、一方通行ではなくていろんなところからパブリックコメントが見られるように工夫してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひそういうことをやっていただきたいと。

あと要望になりますけれども、庁舎以外に総合支所、地区公民館なりにその場所を設定して、今回こういうパブリックコメントがありますというようなチラシをちゃんと張って、市民が出入りが多いようなところ、それ以外でもそういう情報を提供できるような状況をつくってほしいので、よろしく願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

○委員（松本喜一君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第68号 栃木市住民投票条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第68号 栃木市住民投票条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は82ページから93ページ、議案説明書は107ページでございます。

初めに、議案説明書の107ページをごらんください。提案理由であります、市政に係る重要事項について、住民に直接その意思を確認するための住民投票の実施に関し必要な事項を定めるため、先ほどのパブリックコメント条例同様、自治基本条例により制定、施行することとなっている栃木市住民投票条例を制定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案書の82ページをごらんください。こちらは議案第68号の制定文であります。

次に、83ページからが条例案になります。第1条は目的でありまして、この条例は住民投票の請求及び実施に関し必要な事項を定め、市政に係る重要事項について住民に直接その意思を確認し、市政に反映させることにより、市民自治の推進に資することを目的としております。

第2条は、住民は投票を行うことができる事項について定めています。第1項において住民投票は、現在または将来の市民の福祉に重大な影響を与え、または与える可能性のある市政に係る重要事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものについて行うことができるとしています。

なお、84ページにかけての第2項において、市の権限が及ばない事項、住民投票が法令上規定されている事項、地方自治法に定める条例の制定または改廃の直接請求の対象から除外されている税の賦課徴収等に関する事項、特定の市民や地域に限られる事項、その他住民投票に付することが適

当でない事項につきましては、住民投票の対象から除くこととしております。

第3条は、住民投票の形式について定めており、住民投票に付する事項は、賛成または反対を問う形式としていますが、ただし書きで二者択一によりがたい場合には、3以上の選択肢から1つを選択する形式によることができるとしてあります。

第4条の請求資格者等は、住民投票の実施を請求することができる住民の範囲について定めています。請求資格者につきましては、自治基本条例において議員及び市長の選挙権を有する住民と規定していることから選挙人名簿に登録されている者としてあります。したがって、20歳以上の日本人で、引き続き3カ月以上市に住民登録のある者となり、外国人の資格については認めておりません。

85ページ、第5条、必要署名者数については、自治基本条例に基づき請求資格者の総数の6分の1の数の告示義務について定めています。

次に、第6条から88ページの第12条までの規定については、住民投票の住民発議の手続について定めており、地方自治法に基づく直接請求の規定を踏まえ、同様の手続としております。

まず、第6条は請求代表者証明の交付手続について、第7条は署名簿に求める署名等の収集方法について定めています。

87ページをごらんください。第8条は署名簿の提出等について、第9条は署名簿の審査等について定めております。

88ページをごらんください。第10条は署名等の取り消しについて、第11条は署名の無効等について、第12条は住民投票の実施の請求等について、89ページ、第13条は住民投票の実施の決定について定めています。

続きまして、第14条は投票資格者について定めています。住民投票の投票資格を有する者は、20歳以上の日本人で引き続き3カ月以上市内に住所を有する者としており、選挙権の欠格事由に該当する者については除くとしてあります。第4条の請求資格者同様、投票についても外国の資格は認めておりません。

90ページをごらんください。第15条は投票資格者名簿の調製等について、第16条は住民投票の投票日について定めています。投票日は、市長が住民投票の実施を決定した旨の告示をした日、または住民投票の請求を受理した旨の告示をした日から起算して90日までの間に設定しなければならないとしてあります。

なお、投票日が選挙と重なる時、その他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができるとしてあります。

第17条から第22条までは、投票の方法や投票所など投票に関することを定めています。

91ページ、第23条及び92ページの第24条については、開票について定めており、公職選挙法を踏まえ、同様の規定としてあります。

なお、住民投票の実施に当たっては、その成立要件に関する規定は設けておりませんので、投票率の結果いかんにかかわらず必ず開票を行い、その結果を尊重するとしております。

92ページ、第25条は投票結果の告示等について、第26条は再実施の制限期間について定めています。同一または同旨の重要事項に対する再投票については、住民投票制度の適切な運用を図るため、2年間の実施制限を設けるとしております。

第27条は情報の提供について、第28条は投票運動について定めております。投票運動については、買収、脅迫などにより市民の自由な意思を拘束したり、不当に干渉したり、市民の平穏な生活環境を侵害したりしない限りにおいて、基本的には自由に投票運動が行えるものとしています。

93ページ、第29条は、住民投票の実施の請求に関しては、地方自治法の例により投票及び開票に関しては公職選挙法の例によるとしております。第30条は規則への委任規定であります。

最後に附則になりますが、この条例は平成27年9月1日から施行するとしております。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 中身につきましては、栃木市自治基本条例をつくるときにいろいろ議論していった中身ですので、特に異論があつてではないのですけれども、状況が変わったのは投票資格者の年齢だと思うのです。これは先ほど2回ほど説明があつて20歳以上ですよということなのですが、国の法律が変わる見通しだということで、変わったときにはどうされるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 公職選挙法が改正されて18歳以上の選挙権ということになれば、こちらの条例のほうは、議員及び長の選挙権を有するものが請求資格者及び投票資格者になるというふうに変更されておりますので、そのまま18歳以上の方が対象になるということになります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） この住民投票条例によりまして、例えばいろんなことがそこで、過半数占めたその結果が法的拘束力、これが出てくるのかどうかということが、住民投票の中では参考にしましょうと。大阪の例を見ますと、法的拘束力をつけたというような私は感じがしているのですけれども、この結果によって市政等に影響する法的拘束力みたいなものはどうなっているのか、教えてくださいたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） こちらの条例では、法的拘束力はないということになりますが、その投票率とか何割ぐらい、過半数を占めたとか、そのような結果によっては、市のほうとしては、それ

を最大限尊重しなければならないことになると考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 住民投票そのものが住民の意見を尊重するために聞くということになっておりまして、まして条例ということになりますと、この条例にも書いていないことにはなりませんけれども、住民の声を広く聞きながら市政に反映させていくということにつきましては、大事なことであると思いますので、私にとっては尊重をするということで了解をしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。質問ですか。

○委員（針谷育造君） 意見を述べました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） これは、自治基本条例の規定によって制定されるということなのですけども、これまでは住民発議で議会に上程するというこの手続だと思っておりますが、これは常設になるわけですよね。そうなったときの手続の窓口というのは、今総務課のほうで説明されたので、そこなのかなというふうに推察しているのですが、どうなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 条例自体の担当課は総務課になりますが、実際の署名が集まってその中身を確認するとか、それらの点につきましては、規則のほうで選挙管理委員会のほうに委任しておりますので、署名とかは選管のほうに提出することになると思います。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ここには、議会のかかわりは全く書いてなくて、当然そういう条例なのであれなのですが、こういう手続が発生したというときには、これは議会への対応といいますか、それは報告なのかどうなのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 住民投票の発議がされた場合は、当然のことながら議会のほうにも報告することになると思いますし、補正予算を組まなくてはならなくなると思いますので、その議決をいただくということになると思います。

○委員（大川秀子君） 了解。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第68号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第70号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第70号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は99ページ及び100ページ、議案説明書は109ページから111ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の109ページをごらんください。

提案理由であります。参与の勤務条件の見直しに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

具体的に申し上げますと、本年4月に設置いたしました参与の勤務日数を週3日から5日に、勤務時間数を1日7時間45分から7時間30分に改めることに伴いまして、報酬月額を20万円から30万円に改めるものでございます。また、本条例の規定によりまして、非常勤職員の報酬月額が20万6,000円を超える場合には個別の規定を設ける必要がありますことから、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては、別表関係となりますが、参与の報酬を加えるというものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては新旧対照表によりご説明を申し上げますので、110ページ、111ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

別表の改正となりますが、参与の報酬を月額30万以内と定めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の99ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の100ページをごらんください。改

正文となりますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきますが、附則につきましては平成27年7月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 3月19日に議員研究会のほうで説明がありました。そのときには、最終議会議閉会後にこれ説明あったのですけれども、もうそのころには人事案件で副市長が交代して、今の赤羽根さんに変わるというのは、私はもうわかっていましたけれども、何でこれそのときには参与という人事をつくるというのが、なぜもう少し早くできなかったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいま委員からお話ありましたとおり、本来であれば副市長の選任議案提出以前にその旨も一緒にご説明させていただくべきだったのかなとは考えております。ただ、参与の設置につきましては、定住促進を図っていくという中で、年度末にその重要性和申しますか、都市基盤整備を進めていくことが定住促進にとりまして大きな効果が得られるということで設置させていただくことになりましたものですから、年度末となったということで、遅くなったことにつきましては、おわびをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今まで副市長がそういうことを全部賄ってきたということは、私もよく存じているのですけれども、なぜ今回になって参与ができたのか非常に、副市長がいるのだから賄っていけるのではないかと。あと担当課もあるので、私最初の説明聞いたときには、国への要望とか、そういうのも参与にやってもらいたい。国への要望は、議会でも執行部でも誰でも行けると思うのです。どうしてそういうふうになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 副市長につきましては、行政の各般わたり市長を補佐し、職員を指揮監督する立場にありますことから、特定の分野に傾注いたしまして職務を行うことが難しい状況にあります。このため特定の分野、今回は都市基盤整備という形になるわけでございますが、それを推進していくための指令塔といたしまして参与を設置することとさせていただいたものでございます。

また、国への要望というお話もございましたが、もちろん職員、部長以下国への要望を行っていくわけでございますが、今回都市基盤整備事業につきましては全体で9事業という中で市内各地域

にわたっております。それらを一体的に、効果効率的に進めていくという観点から、参与を設置させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それは、執行部の説明で聞いていますけれども、それであれば整備課という課があるのですから、指令は副市長でも市長でも出せば、その担当がしっかりやっていく。全部その参与が関与するのではなくて、もっと担当課に任せてしっかりやっていけば、それは対応できるのではないですか、どうですか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） このたび参与が所管することになりました事業につきましては、全体で9事業ございまして、本庁のみならず各総合支所の事業にもわたっております。委員さんのおっしゃられるとおり、市長、副市長が指示をしながら各部でやっていくという考えは当然あると思いますが、先ほど申し上げましたとおり、それらの事業のうち新たな事業が多いという中で、これまでの山本氏の経験を生かしていくことによりまして、事業の推進が一段と図れると判断いたしまして、設置することとしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員にちょっと確認いたします。

議案の中身について確認願います。

○委員（松本喜一君） 議案の中身でしょう。何で外れているのですか、委員長。外れていないでしょう。参与に対しての意見を聞いているのですから、外れていないです、委員長。どこが外れているのですか。

○委員長（福富善明君） ちょっと中身長くなり過ぎ……

○委員（松本喜一君） 長くないでしょう。説明聞かなくては、質疑ですよ、委員長。質疑をとめろというのですか。

○委員長（福富善明君） そんなことはないです。

○委員（松本喜一君） では、いいでしょう。

○委員長（福富善明君） はい。

○委員（松本喜一君） では、参与に対して私たちに説明は、週3日ないし、それで報酬は20万円。執行部の説明は私はよくわかったのです。ただ、この間の大武議員の質疑に対しての市長の答弁で、たかが10万円ちょっとでは、そういうわけにいかない。では、なぜその20万円と出したときに、10万円ちょっとでは参与では、最初からなぜ30万円という単価が出なかったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 今回につきましては、月額20万円の報酬を30万円に改めることにつま

して条例の改正をお願いするものでございますが、今回の月額報酬につきましては時間単価を引き上げるというものではなくて、実際に4月以降業務を開始した中で思った以上に業務が多くなっているということから、勤務日数を3日から5日に改めるものでございます。そのような形の中で単に20万円から30万円に中身は同じで変えるということをお願いするものではございませんで、勤務日数が増えることにつきまして、月額報酬の引き上げをお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それはわかっているのですけれども、では3月19日の議員研究会で説明した後、6月議会、5月後半ですけれども、そこまでの間にどうしてその変更の説明をしてくれなかったのでしょうか。議案書が出て初めて、あれっ報酬が違ふと。そういう説明があってもよろしいのではないですか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 今回議案を提出させていただきまして議員さんにご審議をお願いしているところでございますが、ただいま松本委員さんのほうからお話がありましたとおり、先に議員の皆様にお知らせしてからということも十分考えられたと思いますので、手続自体は一定の段階を踏んでいると思いますが、丁寧さがもうちょっと必要だった部分があるかと思っておりますので、その部分につきましては、今後このようなことがありましたときには事前にご相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は、参与を置いてはだめだとかは一切ありません。ただ、そういう手続をしっかりとやっていかないと、説明した後、議案書見たら違ふという、それはこれからあってはならないことです。市民に対しても私たちは説明きかないのです。実は、こういう研究会で説明がありました。だけれども、こういう変更がありましたので、そういう変更をしながら提案させていただきますという説明が非常にいただきましたかったというのが現状です。

これからはそういうことがないようにぜひともしっかりと、議長もいますので、議長と相談して、そういうのはしっかりと議員に説明してもらおうようによろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

○委員（松本喜一君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第70号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。11時15分再開いたします。

（午前11時02分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第80号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） ただいまご上程いただきました議案第80号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書は116ページ、議案説明書は144ページでございます。初めに、議案説明書により説明をさせていただきますので、恐れ入ります、144ページをごらんください。

提案理由でございますが、栃木市消防署岩舟分署に消防ポンプ自動車1台を配備するため、消防ポンプ自動車1台を購入することについて地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。議案書の116ページをごらんください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、消防ポンプ自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、指名競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、3,402万円であります。

4、取得相手につきましては、栃木県消防整備株式会社、宇都宮市桜1丁目1番1号、代表取締役、村上正であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 何点か質問をさせていただきます。

このたび岩舟分署に配備をされる消防ポンプ車ということなのですが、これは装備とか仕様というのは、分署、消防署に配備される消防車というのは、当然ポンプ車と、あとは水槽を持ったタンク車とかいろいろあると思うのですが、その辺、岩舟に配備される車両はどのような車両なのか、説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） ご説明申し上げます。

今回岩舟分署に配備される消防車両ですが、いすゞ製の消防専用車両を使用しまして、1分間に2,000リットルの放水能力を持つポンプを積載及び圧縮空気泡消火装置をつけました消防車両でございます。600リットルのタンクと、先ほど申しましたとおり圧縮空気泡消火装置を積載し、火災、水害、救急等の災害に出場する消防隊が使用する車両でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 大分高機能の、当然分署配備ですから高機能設備の消防車ということなのですが、この仕様の消防車、多分平成25年に栃木署に配備になっているかなと思うのですが、その機能と比べてアップした部分もあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） お答え申し上げます。

平成25年に栃木消防署に配備されました消防ポンプ自動車と同型で、平成25年に配備された消防ポンプ自動車につきましても、圧縮空気泡消火装置を積載しております。平成25年に配備されたものと同型であります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そういうことで了解をいたしました。

今回取得予定が3,402万円ですか、これ指名競争入札だと思うのですが、何社ありましたか。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） お答え申し上げます。

登録社数は27社で、消防車両の新車販売の実績がある14社でございます。現在1社が指名停止期間中であります。合計13社であります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 13社が入札に参加したというお話でございます。これは今年の当初予算の中に3,422万8,000円が計上されております。落札率が非常に高かったと、これは質疑の中でも出ております。この落札をされた業者さんは、当然100%を下回ったから落札をされたわけですよ。100%を超えた業者の方は何社あったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） お答え申し上げます。

13社のうち10社が予定価格をオーバーいたしました。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 入札に参加をした13社うち10社が100%超えだったと、そうすると100%を切ったのは3社だと。その中で一番安かったのが今回出ています栃木消防だということになりますけれども、特に昨年も消防車両あるいは高規格救急車ですか、落札率が非常に高いということが毎回載っております。ある意味逆に言えば、予定価格が非常に厳しい査定だからそういう数字になったのではないかなと、私は気もするのですが、その最初の予定価格を設定するときの基準的な考え方はありますか。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） お答え申し上げます。

予定価格の積算根拠ではありますが、平成25年に栃木消防署に配備された消防ポンプ車の購入価格及び近隣の消防本部の状況を参考にしながら、予算額の範囲内で設定しているところであります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 当然ある程度設定の基準というのはあると思うのですが、やはりこれ予算なものですから、ぎりぎりの設定をするのは当然自治体とすれば当たり前かなという感じはするのですが、ある意味何か消防業務に関する車両に関しては、本当に私はぎりぎりの予算設計をしているのかなという感じもしないでもないのです。その辺も一つ考える余地があるのかなと。話によりますとぎりぎりの装備で設計を依頼しているということなのですから、やっぱり16万人市民の生命財産にかかわることなものですから、やはり十分な装備を持った消防車両を配備し、市民の生命、財産を守っていただきたいと、そのように思っております。

ただ、安くすればいいという話ではないと思うのです。そういうことも含めて要望として私の質問を終わらせます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 前もって私は反対姿勢で質疑を出しているのではないですからね。勘違いしている人が何人かいますので、前もって話しておきます。

今回議会が通れば、この栃木県消防整備株式会社に発注になるのでしょうかけれども、この会社とは今まで取引があったのでしょうか。購入した経過ってあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） 今回が初めてでございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 初めてということですので、ではメンテナンスとか、そういう面の対応というのはどうなののでしょうか。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） 今回落札しました栃木県消防整備株式会社におきましては、消防部品等の販売等を行っておりますが、消防整備を通しましてメンテナンス等のほうを依頼したいと思えます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひメンテナンスをしっかりとしないと、いざというときに故障しているというわけにいきませんので。

それともう一つ、この保証というのは何年ぐらい、この消防自動車に対しての保証というの業者から出ているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） お答え申し上げます。

メーカーからの保証になりますと、15年が保証の期間になります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それはすばらしい業者ですね。15年間保証してくれるということ。それと、メンテナンスもちゃんとやってくれる。

緊急自動車というのは、そういうメンテナンスもしっかりしたところから購入しないと、ただ安ければいいという問題ではないと思う。先ほど関口委員が言ったとおりだと思います。ぜひそういうところを配慮して、これからも市民のために安心、安全なまちづくりにご協力願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第80号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第81号 栃木市定住自立圏形成方針の策定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） ただいまご上程をいただきました議案第81号 栃木市定住自立圏形成方針の策定についてご説明を申し上げます。

議案書は117ページ、議案説明書は146ページとなります。初めに議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の146ページをお開き願います。

提案理由でございりますが、人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るため栃木市定住自立圏形成方針の策定について議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の117ページをお開きください。栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、栃木市定住自立圏形成方針を別冊のとおり定めるものとするというものであります。

恐れ入りますが、別冊となっております。栃木市定住自立圏形成方針をごらんいただきたいと思います。形成方針のご説明に入る前に、若干補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、現在取り組んでおります定住自立圏構想を推進するため3月19日に行いました中心市宣言に続く第2段階といたしまして、栃木市定住自立圏形成方針を策定いたしたくご審議をお願いするものであります。

それでは、前文をごらんいただきたいと思います。旧栃木市の区域を中心地域、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町、旧岩舟町の区域を近隣地域として形成する栃木市定住自立圏に関して次の方針を策定するものであります。

次に、第1条でございますが、目的といたしまして、暮らしに必要な生活機能を集約とネットワークにより圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰でも安心して定住できる環境を整備し、合併後の一体感の醸成を図りつつ、圏域全体の均衡ある発展を目指すこととしております。

次に、第2条でございますが、目的を達成するために3つの政策分野、生活機能の強化、結びつきとネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化について、中心地域や近隣地域の特色を生かして相互連携と機能分担により圏域全体の活性化を図るというものであります。

次に、第3条でございますが、第2条の基本方針に基づき、具体的な施策への取り組みをそれぞれの政策分野ごとに規定するものであります。

内容につきましては、2ページ以降となります。(1)の生活機能の強化では、医療、福祉、教育、産業振興の取り組み内容を、6ページからは、(2)といたしまして、結びつきやネットワークの強化として、地域公共交通の整備、道路等の交通インフラの整備、地域内外の住民との交流及び移住促進の取り組み内容を記載、8ページからは、(3)として、圏域マネジメント能力の強化として、中心市等における人材の育成に関する取り組み内容をそれぞれ記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大川委員。

○委員（大川秀子君） これからの方針として、この後ビジョンを策定することなのですが、実際に事業計画、これは5年間で、1年間8,500万円ということなのですが、事業を策定して国のほうから予算が実際に来るとするのは、何年度からになるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 定住自立圏共生ビジョンの策定の時期にもよりますが、年内に策定ができれば今年度中からという形になるかと思えます。ただ、特別交付税に算定する時期というのが決められておりますので、それ以降に策定が決まるとすると、来年度以降という形になるかと思えます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 特例交付金という別枠でこれは来るのか、国の交付金として一括して入ってきてしまうのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 地方交付税のうち特別交付税という形でいただくこととなります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第81号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書の3ページをごらんください。議案第64号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,669万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ658億8,669万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

繰越明許費は、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるというものであります。

地方債補正は、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。6ページをごらんください。「第2表 繰越明許費」につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

7ページをごらんください。「第3表 地方債補正変更」であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります保育所施設整備事業につきましては、起債の限度額を4,230万円増額しまして、5億5,730万円に変更するものであります。

次の道路新設改良事業につきましては、起債の限度額を1,030万円増額しまして、6億2,910万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

19ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。19ページは歳入、次の20、21ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

22ページ、23ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額1,407万4,000円の増額であります。説明欄の社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、国が進めております番号制度に対応するためのコンピューターシステムの整備費に対する国庫補助金であります。

24ページ、25ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額4,258万3,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、21款市債であります。補正額は5,260万円の増額であります。1項2目1節児童福祉費は、補正額4,230万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債保育所施設整備事業につきましては、認定こども園施設整備補助金の増額に伴い、市債を増額補正するものであります。

次の4目1節道路橋りょう費は、補正額1,030万円の増額であります。説明欄の地方道路整備事業債道路新設改良事業につきましては、市道B42号線道路改良事業に充てるため増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。26ページ、27ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額317万8,000円の増額であります。説明欄の臨時職員共済費及び職員課一般経常事務費につきましては、本年4月から参与の職を新たに設けたことから、増額補正するものであります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額1,696万9,000円の増額であります。説明欄の住民情報システム管理費につきましては、国が進めております社会保障税番号制度に対応するためコンピューターシステム改修委託料を増額補正するものであります。

続きまして、飛びますが、40ページ、41ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額96万3,000円の増額であります。説明欄の藤岡分署施設維持費につきましては、庁舎及び車

庫に雨漏りが発生しており、屋根の防水化補修を行うものであります。

以上をもちまして、平成27年度栃木市一般会計補正予算（第1号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括して質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 歳出、2款の総務費の1項総務管理費、11目の情報システム管理費の中の説明を見ますと、住民情報システム管理費1,696万9,000円、例のマイナンバーの改修委託料となっておりますけれども、この委託する業者名、そしてその安全性、そういったものについて教えてください。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） まず、この委託先はまだ決定はしておりませんが、株式会社TKCになる見込みであります。これは、昨年度もここに委託しております。理由としまして、現在栃木市が使っております住民情報システムがTKCの製品であるため、それ以外の会社では改修することができないという理由がございます。

安全性につきましてですが、TKCに関しましては栃木市が昭和40年代、電算が始まってからずっと委託している業者ですので、また日本全国100近くのユーザーがあるというふうに聞いております。といった面で、安心だと思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 今回マイナンバーがそれぞれ個人に交付されて、身分証明書が必要な方は請求して身分証明書ができるということになると思うのですが、この身分証明書に、前の説明の中でマイナンバーというのが全部個人番号が入っているのです。例えばそこで紛失とか盗難とかそういったときに、その個人番号が入っていることで何か悪用されるという心配はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） マイナンバーにつきましては、この後10月から個人番号の通知というものを差し上げます。この通知自体はまだマイナンバーではない状態です。あなたの個人番号は何番ですよという通知が10月1日から送付されるということになります。それを受けまして、そのマイナンバーを実際必要とする方、欲しいという方につきましては、年が明けてから申請というふうな形で交付するというふうな形になります。

個人番号がカードに入ることによって何か悪影響というふうな部分でございしますが、一番考えられるのはそういう成り済ましとか、その番号を悪用してというふうなことになるかと思いますが、マイナンバーに関しましては顔写真も入るところでもございますので、そういったところで成り済まし等についてはある程度抑制はされるのではないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 10月以降個人番号が通知されるということなのですが、ここに記載される個人番号とそのマイナンバーというのは違うということになりますか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 10月以降に通知される番号がいわゆるそれぞれ個人のマイナンバーという形になります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 通知の際には、そのマイナンバーが記載されていないという解釈なのですか。その後請求された場合にはマイナンバーを交付するという今ちょっと説明があったように聞こえたのですけれども。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 10月1日に通知を差し上げる際には、もう番号が入った状態で告知をするという形になります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 説明の中で、ではカードを交付するのが、カードが必要な方にカードを交付する時期というのが10月以降だということによろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） そのような形になります。

10月1日から差し上げる通知というのはあくまでも通知でして、マイナンバーカード自体は年明けという形になります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そういうことになると、個人番号というのがマイナンバーということですよ。そこで、その危険性とか何かというのが保証されるのかという懸念がありやしないかというふ

うに思いますけれども、そのセキュリティーをどういうふうにやっていくのかということになりますけれども、何ぼセキュリティーをしっかりとしても今回の年金の問題のようなことが懸念されるといふ心配があるので、それをきちんと今後やっていけるのかどうかというのをまず聞きたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 今回の年金の個人情報の流出等もありまして、万全というか大丈夫ですというのが今はっきりと言えるのかという問いに対しては、なかなかそこまでは私どものレベルではお答えできないというのが現状でございますが、本来そういった個人情報が流出するというのはあってはならないことですので、そうならないように万全を尽くしていきたいというところではあります。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 今大川委員からご心配の仮に自分の持っているカードをなくして、それを人に知られたらということかと思えます。あともう一つは、年金の問題があります。これは、全然別問題でして、個人のカードがなくなって個人の番号がほかの人に知られたときに成り済ましがあるのかという心配は確かにあろうかと思えます。それは、現在例えばキャッシュカードなりなんなりなくしてどうするのだというのと同じレベルの心配でございます。

年金の問題につきましては、外部の者がデータにアクセスして、大量のデータを盗んだという行為でして、これは今回のケースをもちろん分析しております。それに対策するというところで対策は進んでおりますので、そういった2面から考えなければならぬというところがございまして、それぞれ対策はしているということで考えていただければと思います。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第64号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時51分）